

千葉県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成25年10月22日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	黒	宮		昇
同	石	橋		毅

25千総総第709号
平成25年10月17日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 黒宮 昇 様
同 石橋 毅 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成22年度監査報告第8号、平成23年度監査報告第10号、平成24年度監査報告第8号及び平成25年度監査報告第1号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 公園施設の使用料及び占用料の徴収を適正に行うべきもの（都市局）</p> <p>都市公園条例第 17 条によると、公園施設の使用料又は占用料は、公園の使用又は占用許可の際にその全額を徴収することとされている。</p> <p>しかしながら、公園施設の使用料及び占用料については、公園の使用又は占用許可の際に料金の徴収を行っておらず、許可書の交付に併せて納入通知書兼領収書を交付するなど、後日に指定金融機関等で料金を納入させているものが見受けられた。</p> <p>公園施設の使用料及び占用料の徴収については、条例に基づき適正に行われたい。</p>	<p>公園施設の使用料及び占用料については、平成 22 年 11 月 22 日に公園緑地部長から公園緑地部各所属長に対し文書で通知し、都市公園条例の規定に基づき別に納期を定めることができる場合を明確にし、徴収を行うこととした。</p> <p>さらに、徴収事務の取扱い方法等をより明確化した通知を、平成 25 年 9 月 2 日に公園緑地部長から公園緑地部各所属長に対し発し、公園施設の使用料及び占用料の徴収事務の適正化を図っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（市民局）</p> <p>行政財産使用料条例第 3 条第 1 項及び第 2 項によると、行政財産使用料は前納が原則となっており、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合又は市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができると規定されている。また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成 22 年 3 月 30 日付け財政部長通知）によると、市長が別に定める場合として、使用開始日が 4 月 1 日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、使用開始日又は年度当初日から起算して 30 日以内に納付させなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、電柱等に係る行政財産目的外使用料の徴収については、使用料を後納させることができない者に対し後納させているもの（市民局に限る）、使用開始日が 4 月 1 日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分に係る使用料を使用開始日又は年度当初日から起算して 30 日を過ぎた納期限で納入の通知がなされているものが見受けられた。</p> <p>行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>行政財産目的外使用料の徴収について、使用料を後納させることができない者に対しては、行政財産使用料条例に基づき、前納させることとした。</p> <p>また、使用開始日が 4 月 1 日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分に係る使用料については、平成 22 年 3 月 30 日付け財政部長通知に基づき、平成 25 年度分から使用開始日又は年度当初日から起算して 30 日以内を納期限として納入通知書を送付した。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>ウ 契約保証金の納付の免除を適正に行うべきもの（総務局）（市民局）</p> <p>契約規則第 28 条第 1 項によると、契約事務担当職員は、契約を締結する者をして、当該契約締結のとき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額の契約保証金を納めさせなければならないとされている。</p> <p>また、同規則第 29 条第 3 号によると、地方自治法施行令第 167 条の 5 及び第 16</p>	<p>契約保証金の納付の免除については、所属長から職員に対して契約規則に基づき適正に行うよう周知徹底し、以後、適正に行っている。</p>

<p>7条の11に規定する資格を有するものと契約を締結する場合において、相手方が過去2年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる」とされている。</p> <p>しかしながら、一部の業務委託等については、契約相手方が入札参加資格者名簿に登録されていないため、地方自治法施行令に規定する資格を有しないにもかかわらず、契約保証金の納付を免除していた。</p> <p>契約保証金の納付の免除については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>エ 個人情報取扱特記事項の運用を適正に行うべきもの（総務局）</p> <p>「個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準」（平成8年3月25日付け総務部長決裁）によると、個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約の締結に当たっては、個人情報取扱特記事項を契約事項とするとされ、当該特記事項第3第2項において、契約による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、受注者は個人情報管理責任者を設置し、発注者にその旨を報告しなければならないとされている。</p> <p>また、当該特記事項については、記載されている事項を標準的な事項として、委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略する等の検討を行うものとされている。</p> <p>しかしながら、一部の業務委託等については、個人情報取扱特記事項において、個人情報管理責任者の設置及び報告を義務付けているにもかかわらず、その旨の報告を受けていなかった。</p> <p>また、契約書に記載された当該特記事項が、合理的な理由もなく必要事項を省略した事例も見受けられた。</p> <p>個人情報取扱特記事項の運用については、基準等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>個人情報取扱特記事項の運用については、所属長から職員に対して「個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準」に基づく個人情報取扱特記事項の適正な運用について周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>エ 過誤払いに係る返納金の調定を適正に行うべきもの（中央区役所）</p> <p>予算会計規則第 26 条第 3 項第 1 号によると、過誤払いとなった金額等を返納させる場合に、当該年度の出納閉鎖期日までに納入されない当該返納金については、翌年度の歳入として出納閉鎖期日の翌日に調定をしなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、生活保護費の返納金については、翌年度の歳入として出納閉鎖期日の翌日に調定を行っていなかった。</p> <p>過誤払いに係る返納金の調定については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>生活保護費の過誤払いに係る返納金で出納閉鎖期日までに納入されなかったものについては、平成 24 年度分から、出納閉鎖期日の翌日に調定を行っている。</p> <p>なお、調定を行っていなかった平成 23 年度分については、速やかに調定を行った。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 貸付金に係る債権の報告を適正に行うべきもの（保健福祉局）</p> <p>地方自治法施行規則第 16 条の 2 によると、決算の調製に当たり会計管理者が作成する財産に関する調書のうち、債権については、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載することとされている。</p> <p>また、当該調書の作成に当たっては、債権現在額報告書により決算年度末現在の債権額等を会計管理者に報告することとされている。</p> <p>しかしながら、災害援護資金貸付金に係る債権については、会計管理者への報告が行われておらず、財産に関する調書に記載されていなかった。</p> <p>貸付金に係る債権の報告については、適正に行われたい。</p>	<p>災害援護資金貸付金に係る債権については、会計管理者に対し、平成 25 年 5 月 30 日付けの債権現在額報告書により平成 24 年度末現在の債権額等を報告した。</p>
<p>ウ 手数料の徴収を適正に行うべきもの（保健福祉局）</p> <p>環境保健研究所条例第 6 条によると、使用料及び手数料は前納しなければならないとされている。</p> <p>また、予算会計規則第 30 条第 1 項によると、歳入徴収者は、随時の収入については、納入通知書兼領収書により納期限の 15 日前までに、納入義務者に通知しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、水質検査手数料については、検査開始日に納入の通知がなされているものが見受けられた。</p> <p>手数料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>水質検査手数料の徴収については、平成 25 年度分から、環境保健研究所条例に基づき前納させるため、予算会計規則に基づき納入義務者に対し、検査開始日の 15 日前までに納入通知書兼領収書により通知を行っている。</p>

<p>(2) 契約事務</p> <p>ア 希望型指名競争入札における最低制限価格制度等の活用を適正に行うべきもの(保健福祉局)</p> <p>「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」(平成22年12月27日付け財政部長通知)によると、業務委託に係る希望型指名競争入札においては、ダンピングによる品質の低下や労働条件の悪化等を防止するため、最低制限価格制度または低入札価格調査制度の活用を図ることとされている。</p> <p>しかしながら、生活保護費窓口払現金支給に係る現金輸送警備業務委託については、希望型指名競争入札の執行に当たり、当該制度の活用が図られていなかった。</p> <p>希望型指名競争入札における最低制限価格制度等の活用については、通知に基づき適正に行われたい。</p>	<p>生活保護費窓口払現金支給に係る現金輸送警備業務委託については、平成25年度契約分から、最低制限価格制度の活用を図った。</p>
<p>(3) 財産管理事務</p> <p>ア 行政財産の目的外使用許可を適正に行うべきもの(保健福祉局)</p> <p>公有財産規則第21条第1項によると、所管課長は、行政財産の目的外使用許可を受けようとするものに対して、行政財産使用許可申請書により申請させなければならないとされている。また、同規則第21条の2によると、所管課長は、行政財産の目的外使用許可を決定したときは、申請を行った者に対して、行政財産使用許可書を交付するものとされている。</p> <p>しかしながら、ハーモニープラザにおいては、敷地内に郵便差出箱を設置するため、行政財産を目的外に使用させているにもかかわらず、使用者に対して行政財産の目的外使用許可を行っていないかった。</p> <p>行政財産の目的外使用許可については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>千葉県ハーモニープラザにおける行政財産の目的外使用許可については、平成25年3月19日付けで、日本郵便株式会社千葉中央郵便局長から行政財産使用許可申請を受け、同月29日付けで、同郵便局長に対し、行政財産の目的外使用許可を行った。</p>